

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
／当該が休日に當  
たるときは、そ  
の翌日

平成十一年二月一日

鳥取県知事 西尾邑次

条第一項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による具営土地改良事業に係る大倉地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

字の名稱	同上の区域（平成九年十一月七日現在の地番による。）
大字西穂波字平成新田	大字西穂波字前新田一の一部、二の一部、三の一部、四の一部、五の一部、六の一部、七の一部
大字西穂波字家ノ前	二の一から二の三まで、三の一から三の六まで、四の一から四の五まで、五の一、五の二、六、七の一
大字西穂波字瞬東	二の一部、一五の二、一六の二、一六の二、一九の一
大字西穂波字上屋敷	二六の一部、二六の二の一部
大字西穂波字中屋敷	二三〇の一と一体をなす国有地の一部
大字西穂波字中屋敷	二三〇の一部、一三五の三、一三六の三、一三七の三、一四〇の一、一四三の三、一四五の三、一四九の四、一四九の六と一体をなす国有地の一部

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年十一月七日現在の地番による。）
大字西穂波字前新田	大字西穂波字前新田のうち一の一の一部、一の二の一部、一の三、一の四、二の一から二の三まで、三の一から三の六まで、四の一から四の五まで、五の一、五の二、六、七の一以外の区域

鳥取県告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同

大字西穂波字家 ノ前	大字西穂波字家 大字西穂波字家ノ前のうち一五の一の一部、一五の二、一六の一、一六の二、一七、一八の一、一八の二、一九の一以外の区域 大字西穂波字家東二六の一の一部、二六の二の一部
大字西穂波字暇 東	大字西穂波字暇東のうち二六の一の一部、二六の二の一部以外の区域 大字西穂波字暇東上屋敷一〇七の三、一〇七の四、一〇九の七、一〇九の八、一二二の三、一二五の二と一体をなす国有地の一部
大字西穂波字上 屋敷	大字西穂波字上屋敷のうち一〇七の三、一〇七の四、一〇九の七、一〇九の八、一二二の三、一二五の二と一体をなす国有地の一部
大字西穂波字中 屋敷	大字西穂波字中屋敷のうち一三一の一、一三四の二、一三四の四、一三四の五、一三五の三、一三六の三、一三七の三、一四〇の一、一四三の三、一四五の三、一四九の四、一四九の六と一体をなす国有地の一部以外の区域

## 鳥取県告示第四十八号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十七期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百二十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 推薦する者の資格

1 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

2 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

## 二 推荐される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

## 三 推荐手続

1 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。

2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第一条及び第五条第二項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

## 四 推荐することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。

## 五 推荐期間

平成十一年二月九日から同月二十五日まで

3 平成11年2月2日 火曜日

## 鳥取県公報

## 別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

平成十一年一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 様

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事務所所在地  
(電話番号)

縦覧に供する書類

換地計画書の付し

## 縦覧に供する期間

平成十一年一月三日から二月十日間

## 縦覧に供する場所

中山町役場

## 異議の申立て

利害関係人等の扣止に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てね。

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属組合の名称及びその地位又は使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経歴

## 鳥取県告示第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る江尾邑市地区第七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十一年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

#### 鳥取県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区第一工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県告示第五十二号

倉吉市が行う土地改良事業に係る国府地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十一年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第五十三号

岸本町が行う土地改良事業に係る林ヶ原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十一年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
岸本町役場
- 四 異議の申出

平成十一年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

日吉津村が行う土地改良事業に係る今吉地区（第二工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十二年二月一日

鳥取県知事 西尾邑 次

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 一 | 縦覧に供する書類        |
| 二 | 換地計画書の写し        |
| 三 | 縦覧に供する期間        |
| 四 | 平成十一年二月三日から二十日間 |
| 五 | 縦覧に供する場所        |

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同令第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項又は第三項に規定する同意を求めるために、発起人

にならうとする旨の届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同令第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥  
取 周

**【定価一部一箇月一千二百円（送料を含む。）】**